

貸付金の繰上返済申出書

大阪市職員共済組合理事長 様

大阪市職員共済組合貸付規程第12条第5項の規定に基づく貸付金の返済につき、次のとおり申し出ます。

所 属	局 室 区	担 当 所	(TEL :)
フリガナ			
氏 名		職 員 番 号	

返済を希望する貸付金の種類					
<input type="radio"/>	住 宅 貸 付	<input type="radio"/>	災 害 貸 付	<input type="radio"/>	介 護 住 宅 貸 付
貸 付 番 号					

返済申出区分	返済種類	返 済 額	
<input type="radio"/>	一括返済	給与・賞与両方	給与償還分及び賞与償還分の残債務の全額
<input type="radio"/>		給与分	給与償還分の残債務の全額
<input type="radio"/>		賞与分	賞与償還分の残債務の全額
<input type="radio"/>	一部返済	給与分	給与償還分の残債務の一部 [希望回数 回分]
<input type="radio"/>		賞与分	賞与償還分の残債務の一部 [希望回数 回分]

返 済 希 望 月	令和 年 月
-----------	--------

- ◎ 希望する区分に丸印をしてください。
- ◎ 一部返済の希望回数には、返済希望月以降、何回分の返済を繰上げるかを記載してください。
なお、繰上げ返済額の確認のため、償還予定表が必要な場合は、大阪市職員共済組合庶務係(06-6208-7596)までご連絡ください。
- ◎ 給与・賞与償還分の一括返済後は、翌月からの償還が停止となります。
- ◎ この申出書を、返済希望月の前月末までに、市長部局の場合は直接、市長部局以外の場合は所属所を通じ、共済組合へ提出してください。
返済希望月の10日頃に、市長部局の場合は直接、市長部局以外の場合は所属所を通じて納付のお知らせを送付しますので、返済月の25日(金融機関休業日の場合は前営業日)までに共済組合が指定する金融機関の口座へお振り込みください。
(振込手数料は振込人のご負担となります。)